

日本橋支部事務局事務室利用規程

平成16年4月20日制定

事務局事務室を広く会員の利用に供し会員の便を図るため、利用規則を下記の通り定める。

- 1 事務室（以下会場と云う）は会員が主催し且つその会員出席する各種会合、会議及び各種の趣味、娯楽の会場に利用することができる。
- 2 利用日時は事務局の執務日とし午前10時から午後9時迄とする。
- 3 利用料金は1日1回1,000円とし申込日に支払う。
但し、特に電気料及び冷暖房費がかさむ場合は割増料金を収集する。
なお、物価事情等により利用彫金を変更することがある。
- 4 会場を利用する場合は主催者たる会員は所定の用紙に予め下記事項を記載して事務局へ申し込むこと。
 - (イ) 主催者の事務所、氏名、電話番号
 - (ロ) 利用目的
 - (ハ) 利用日時
 - (ニ) 利用人員
- 5 会場を利用する主催者は会場の保全に全責任を負い特に下記事項に注意を払う。
 - (イ) 施錠
 - (ロ) ガス、電気、冷暖房
 - (ハ) 煙草等による火災
 - (ニ) 後始末及び掃除整理整頓

附 則

この規程は、平成16年4月20日から施行する。